

許可番号 第00770005618号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木宏和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 年 月 日

令和 3 年 7 月 1 3 日
令和 1 0 年 7 月 1 2 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物） 以上4種類

注）特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり。

2 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3 許可の条件

* * * * *

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成28年 7 月 1 3 日

更新許可(優良認定)年月日 令和 3 年 7 月 1 3 日

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①汚泥	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。 以上12項目
②廃油	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。 以上12項目
③廃酸	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。 以上12項目
④廃アルカリ	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。 以上12項目

事業の用に供するすべての施設

処理施設の種類	汚泥の焼却施設（政令第7条第3号） 廃油の焼却施設（政令第7条第5号） 廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号） 産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2） （株式会社タクマ製 ロータリー付設多段型ストーカ焼却炉）
処理能力	混焼能力 最大75 t/日（24時間） 3.125 t/時間
許可年月日	平成元年11月29日（届出受理） 平成28年4月18日（合併認可 福島県指令南振第2702号）
設置年月日	平成2年9月17日
設置場所	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山1番地